

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](#)E-mail✉ [大竹 祥太](#)E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [佐々木 将也](#)

本連載は、米国版 GDPR とも呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act(ADPPA)の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第3回では、ADPPAの適用スコープを理解するに当たって重要な、対象事業体(covered entity)の定義等について紹介する。

なお、ADPPAの案の全体像や今後の見込みについては、[本ニュースレター2022年6月6日号](#)や[同7月22日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022年7月20日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるので、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

## I ADPPAの適用範囲

### 3. 対象事業体(Covered entity)

#### (1) 対象事業体の範囲

対象事業体(covered entity)とは、(A)単独で又は他者と共同して対象データの収集、処理又は移転の目的及び手段を決定するあらゆる事業体又は個人(但し、非商業的な文脈で行動する個人を除く)であって、以下の①乃至③のいずれかに該当するもの(2条(9)(A)(i))、及び、(B)他の対象事業体を支配し、他の対象事業体に支配され、又は他の対象事業体と共通の支配下にあるものをいう(同(ii))。

- ① 連邦取引委員会法(FTC法)の適用を受ける者
- ② 1934年通信法の適用を受けるコモンキャリア
- ③ 非営利団体(自身又はその構成員の利益のために事業を行うことを目的として組織されていない団体)

(A)のうち、特に上記①については、FTC法5条が米国内又は米国と外国との間の商取引に対して不公正又は欺瞞的な影響を及ぼす行為又は実務(unfair or deceptive acts or practices)を広く規制の対象としており、米国外の事業者に対する域外適用の余地もあることから<sup>1</sup>、対象事業体の範囲は広範なものとなり得る。また、上記③は、CCPA上は適用対象とされてこなかった事業体であり、注意が必要である。

また、上記(A)の定義に該当しない事業体又は個人であっても、対象事業体を支配する場合や、対象事業体によって支配されている場合又は他の対象事業体と共通の支配下にある場合、上記(B)の定義により対象事業体に該当する(2条(9)(A)(ii))。ここにいう「支配」とは、大要、以下①乃至③のいずれかに該当する場合をいう(2条(6))。

- ① 議決権付株式の発行済総数の50%超について、所有し又は議決権を有すること
- ② 取締役(又はそれと同等の機能を果たす個人)の過半数の選任が可能であること
- ③ 事業者の経営に支配的な影響力を有すること

<sup>1</sup> FTC法5条(a)(4)(A)

例えば、日本企業 X が米国子会社 Y の発行済議決権付株式の 50%超を所有し、かつ、Y が上記(A)の定義により対象事業体に該当する場合、日本企業 X は、上記(B)の定義により対象事業体に該当する。

## (2) 対象事業体に該当しない者

連邦・州等の政府関連機関は、対象事業体に該当しない。また、それらのためにサービスプロバイダ(service provider)<sup>2</sup>として対象データを収集、処理又は移転する者も、対象事業体に該当しない(2条(9)(B))。

加えて、ある事業体がサービスプロバイダとして行動する場合、その限りでは、対象事業体に該当しない(2条(9)(C))。

## 4. 小規模事業者保護(Small business protections)

上述のとおり、対象事業体の範囲は広く、事業規模による限定はない。もっとも、対象事業体又はサービスプロバイダは、自己が、過去 3 暦年(3 暦年経過していない対象事業体は設立以降の暦年)において以下のいずれの要件も満たすことを証明できる場合、ADPPA の規定の適用の一部が免除される(209条(a))。

- ① 年間総収入(annual gross revenue)の平均が 4,100 万ドルを超えないこと
- ② 平均で年間 20 万人超の対象データを収集又は処理していないこと
- ③ 期間中のどの 1 年間においても、対象データの移転から 50%を超える収入を得ていないこと

②については、(i)不正行為の調査に必要な場合又は対象事業体の返品方針に沿って対応する場合や、(ii)要求されたサービス又は製品に関する支払いの開始、提供、請求、確定、完了又は回収目的で収集・処理し、当該目的のための全ての対象データを 90 日以内に削除又は非識別化する場合は、年間 20 万人のカウントに含まれない(209条(b)(2))。


上記①乃至③の要件は、CCPA 及び CPRA において適用対象となる事業者(business)の要件の一部として規定されていた内容と類似するものである<sup>3</sup>が、ADPPA においては、対象事業体の範囲は広く定義した上で、当該要件を満たす場合には小規模事業者保護の規定の適用により ADPPA 上の義務が一部免除されるという枠組みが採用されている。

小規模事業者保護の適用を受ける対象事業体は、以下の義務を免除されるとともに(209条(a)(1))、個人から対象データの訂正要求を受けた場合、その裁量により、訂正に代わり、当該対象データを完全に削除することを選択できる(同(2))。

- ① データポータビリティ権への対応
- ② 実施するデータセキュリティ慣行・手続に関して、脆弱性の評価、予防措置及び是正措置、予防措置及び是正措置の評価、従業員の研修、データセキュリティ慣行・手続を維持・実施する役員又は従業員の指名、並びに、セキュリティインシデント対応に関する事項を含めること
- ③ プライバシーオフィサー及びデータセキュリティオフィサーの指名

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>2</sup> 「サービスプロバイダ」(service provider)とは、対象事業体等のために、その指示により、対象データを収集、処理又は移転し、かつ対象事業体等から又は対象事業体等のために対象データを受領する、個人又は事業体を指す(2条(29))。

<sup>3</sup> CCPA1798.140(c)(1)及び CPRA1798.140(d)(1)参照。